

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	令和1年7月1日～令和2年1月16日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	流山こばと保育園 ナガレヤマコバトホイクエン		
所在地	270-0138 千葉県流山市おおたかの森東2-12-1		
交通手段	おおたかの森駅から徒歩またはバス		
電 話	04-7190-5572	FAX	04-7190-5583
ホームページ	nagareyama@kahiwa-kobato.ed.jp		
経営法人	学校法人柏こばと学園		
開設年月日	平成30年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	流山市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	4	12	12	14	14	14	70		
敷地面積	380.37㎡			保育面積			350.07㎡		
保育内容	0～5歳児保育		延長保育						
健康管理	園医による歯科検診、内科健診、身体測定、蟯虫検査、尿検査、職員健診、検便								
食事	月曜日から金曜日は給食、土曜日はお弁当持参								
利用時間	月曜日～土曜日 7:00～19:00								
休 日	日曜、祝日、年末年始、(12/29～1/3)								
地域との交流	運動会、作品展、クリスマス会など地域に開放、小学校との連携								
保護者会活動	保護者会年に2回実施、運営委員会年に2回実施								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	10名	8名	18名	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	13名	なし	なし	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	なし	3名	なし	
	事務員			
	1名			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	流山市に申請		
申請窓口開設時間	流山市の規定による		
申請時注意事項	流山市の規定による		
サービス決定までの時間	流山市の規定による		
入所相談	園見学随時受付		
利用代金	流山市の規定による		
食事代金	月 5530円		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【スローガン】 「はばたく力がおいかけて」 子どもたちがやる気をばねにして大空を飛ぶ小鳥のようにおおらかにのびのびと可能性の翼を広げ今よりももっと大きな自分に向かって元気よく羽ばたいてほしい。</p> <p>【教育方針】 ●健康で明るい素直な子ども。 ●積極的に行動し友達と協力する子ども。 ●思いやりと自主性を持った子ども。 ●情操豊かな子ども。</p> <p>●何事にも自信を持つ子ども。</p> <p>【運営方針】 ●全体的な計画を作成し保護者と連携しながら子どもにとって、最もふさわしい生活の場を提供する。</p> <p>●施設概要、利用料など園での保育に関する情報を適切に開示する。</p> <p>●健康管理、防災、防犯等子供の安全、健康に絶えず注意をする。</p> <p>●個人情報保護の観点から漏えい防止に対し秘密保持及び安全管理措置を講じる。</p>
<p>特 徴</p>	<p>●アットホームな温かい雰囲気の中くつろぎながら自分らしさを発揮できる環境。</p> <p>●幼児教育(体操教室・英語教室・読み書きなど)の導入。</p> <p>●周りには川が流れ緑が多くお散歩では全身で自然を感じ五感の感性を豊にする。</p> <p>●豊富な年間行事を通し多くを学び仲間と喜び合い達成感を感じる。</p> <p>●子供たちが自分らしく素直にのびのび育つために日々、環境作り保育内容の工夫に尽くし取り組んでいる。</p> <p>●食育活動として野菜を育て収穫、おやつ作り、給食室見学、お手伝いなど行い食への関心、意欲を育む、食事のマナーの習得、感謝の気持ちを持つ。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>●昨年の経験、子どもたちの様子を踏まえ、日々の保育、行事の在り方、内容などよく話し合い又保護者の方の意見にも耳を傾けより楽しく学びの多い場となるよう向上心を常に持ち努力して行きたいと思えます。</p> <p>●給食の試食、親子遠足、ハロウィン、もちつき、まめまきなど保護者の方が参加出来る行事も年々増えています一緒に楽しみ「こんな事が出来るようになった」を共に驚き成長を喜び合いたいと思えます。</p> <p>●引き続き体操教室、英語教室に集中して取り組んで行きたいと思えます。元気いっぱいの体操の先生と体をたくさん動かして筋力アップ、運動会での披露が楽しみです。英語教室では、わかりやすい日本人の先生とやさしく楽しいジャマイカの先生、子どもたちの発音の良さに驚かされます。</p> <p>●年長さんになると文字数字の読み書き、ピアノの練習など日常生活も含め小学校へ行く準備をします。小学校とも連携し見学したり小学生が来園したりします。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント 流山こぼと保育園

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1. 働きやすい職場づくりに努め、職員の自主性を尊重し、チームで質の高い保育に取り組んでいる</p> <p>職員の働きやすい職場づくりとして①自分の考えや意見を言いやすい雰囲気を作り、職員の自主性を尊重する事②外部研修や個人参加の研修に対しても積極的に参加を進め、情報を共有し保育の質の向上を図る事③チームワークを大切にし、常に話し合い、共有し、反省・改善に取り組んでいる事④希望を聞き公平なシフト作りに努め休暇が取りやすい環境を作る事⑤常勤・非常勤隔たりなく、他のクラスのことに関しても積極的に協力し合い職員全員で保育を行う事等に努め、経験の浅い職員を育て、情報共有を密に行いチームで質の高い保育に取り組んでいる。</p>
<p>2. 子ども一人ひとりの個性や思いを受け止め、主体性を育む保育に取り組んでいる</p> <p>園の保育目標の「“羽ばたく力がおいかけっこ”子ども達がやる気をばねにし、のびのびと元気よく・・・」をもとに、保育者は時間をかけ子どものやる気や個性をじっくりと見極めて適切な援助をしている。子どもに対して指示や命令をせず、必要な短い言葉で「どうしたらいいかな?」「大丈夫、やってごらん」など子どもが自ら行っている姿を保育士はゆったりと見守り、子ども自身の思いや行動を受け止める保育士の姿がある。保育士は丁寧な関わりや援助が出来るよう職員間で話し合い、同じ姿勢で保育することを確認し丁寧な関わりを園全体で取り組んでいる。</p>
<p>3. 日々の情報交換を大切に、保護者と連携した園運営に努めている</p> <p>送迎時の保護者との会話の中で子どもの姿を添えて伝えることを大切に、連絡ノートでは子どもの遊びの姿や発達の姿、健康状態、当日の保護者からのコメントを捉え伝えるなど日々の様子を丁寧に知らせ、保護者の安心感や信頼関係の構築に努めている。育児上の悩みや集団生活を伝える機会として、保育参加や個人面談などを行っている他、保護者との意見交換の場を設け、意見や要望の中から個人面談の実施や門扉のセキュリティ強化など迅速に対策を講じ、保育園の向上に向けた取り組みに努めている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1. リーダー職を専任し役割を明確にすることで、指導体制の確立と組織力の向上に繋がることが期待される</p> <p>職員同志が保育の向上のために、日常の中で情報交換も良く行われ、お互いに言い合える環境がありチームワークも良く、保育を行っていく上でも協働して進めることが出来ている。主任保育士が不在の中、園長は保育室に積極的に入るようしており、保育を把握した中で相談、助言、指導を行っている。今後は組織として職員をまとめ、指導できるリーダーを専任し明確にすることで、より指導体制の確立や組織力の向上に繋がると思われる。</p>
<p>2. 保育理念・方針・目標を実践を通じて一人ひとりの職員がより深く理解されることに期待したい</p> <p>保育理念「個々の姿を大切に、心身ともに健康な子どもの育ちを培う」・保育方針「集団生活の中で友達と触れ合い、生きる力、たくましさを養う」・保育目標「はばたく力がおいかけっこ」等であり、職員会議時等に再確認し理解の浸透を図っている。今後、保育理念・方針・目標を保育実践とその成果の確認などを通じて一人ひとりの職員がより深く理解されることに期待したい。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</p> <p>開園から2年目、本園を参考にしながらいろいろな取り組みに試行錯誤して来ましたが、今回第3者評価を行い沢山の項目に沿って改めて振り返り考えることが出来ました。何が不十分なのか、どうしたら向上できるのか、評価とアドバイスによって明確にすることが出来ました。今後職員全体で共有し、「子どもたちのために」の取り組みを努力していきたいと思っております。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	2	2
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	3	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	2	1
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
		子どもの健康支援	27 子ども健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3		
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5		
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3					
5 安全管理	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1		
計				121	8	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)園の保育理念「個々の姿を大切にし、心身ともに健康な子どもの育ちを培う」・保育方針「集団生活の中で友達と触れ合い、生きる力、たくましさを養う」・保育目標「はばたく力がおいかけっこ」等方針・子ども像を明示し、外部に向けてはホームページ、に掲載している。また、全体的な計画の冒頭にも記載し保育理念の実践に向けて一貫性のある保育を目指している。理念・基本方針は児童福祉法、子ども子育て支援法、保育所保育指針の理解の基に設定されている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)年度末の反省会議で保育理念・方針・目標・子ども像を再確認している。保育理念・方針・目標を全体的な計画の冒頭に記載し、年間指導計画には保育目標を記載して、その基に保育を展開している。保育内容の振り返りは毎月の職員会議においてクラス毎に反省、課題を報告し、情報共有してその後の保育に生かされている。直近のクラス毎の報告では特別な配慮を必要とする子ども等について反省、課題と目標を設定していた。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)入園時、年度初めの保護者会、各行事などで本園のスローガン「羽ばたく力がおいかけっこ」を具体的にわかりやすく説明している。クラス懇談会時には理念・方針や目標などに触れながら保護者とコミュニケーションを図るように努めている。また、園だよりや日々の連絡帳、朝夕の送迎時に活動や目標、生活状況を伝えるようにしている。尚、理念・基本方針は園内の見やすい場所に掲示し、園を訪れる多くの方に伝える事が望まれる。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)平成31年度事業計画が作成され保育事業の推進として①安全な環境の中、自然に触れる機会を増やし、園外保育や行事を通じて子どもの成長、社会性を育てる。②保護者との信頼関係の向上としては、保育内容の案内、園だよりの充実、保育士との個別対話を通じて子育て支援に努める。③職員の育成として、積極的な研修と自己研鑽。④子どもの発達支援として、保育に心配な園児を受け入れ保護者と相談しながら成長を支えていく等が計画されている。尚、来年度の事業計画作成に当たっては、今年度の取り組みを職員全員で振り返り、重要課題を明確にし、園全体で取り組むことが望ましい。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)各クラスで保育の計画、実践、振り返りが話し合われ、毎月の職員会議で共有化している。定例会議ではカリキュラムの反省以外では、給食の報告、園長からの報告、園内研修、外部研修報告、行事連絡等行っている。非常勤職員には園長から伝えて、全職員の情報共有に努めている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)働きやすく働き甲斐のある職場として園長が取り組んでいることは①日常のコミュニケーションを大切にし、一人ひとりの職員の様子を常に気にかけて一人で悩みを抱え込まないように配慮すること②職員が意見を言いやすい雰囲気をつくり、創意・工夫を活かした保育や行事など職員の主体性を尊重し、子ども主体尊重につなげること③職員一人ひとりの成長を確認しながら、目標を明確にし、課題・取り組みを面接でアドバイスし働き甲斐支援につなげること④保育技術、実践、保護者対応を含め、園内研修や職員会議等で情報共有し、保育の質の向上につながることに指導力を発揮している。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)就業規則の服務心得に基本規律として倫理規定が明記されている。また、「保育スタッフの心得」が配布され接遇、守秘義務、個人情報保護等について周知している。子どもの人権を尊重し言葉の暴力等について注意喚起し、パート職員も含めて全ての職員が保育所で知れた情報やプライバシーについて周知・徹底している。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)人事考課は園長・理事長による評価が行われ、振り返りと結果のフィードバックを行い自己啓発につなげている。また、年1回、園長による職員面談が行われ、課題と目標、取り組み内容、達成等を話し合い能力向上を図っている。将来的には明確な役割と求められる能力、必要な研修などを明示し、職員一人ひとりの自己評価や目標管理制度を取り入れた人事制度の明文化が望ましい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)園長が就業関係を把握し、職員の出勤状況や有給休暇取得状況を踏まえてシフトを調整している。有給は職員の希望を優先し、公平に取りやすいように配慮している。急な休暇についても職員全員で補うようにしている。産前・産後・育児・介護・子の看護休暇等の制度が整備され、インフルエンザワクチン接種や人間ドック、職員懇親会費用の年1回全額負担など福利厚生が行われている。人体制は欠員などの予定は事前に把握し、法人として職員の配属を行うなど円滑な運営が出来るよう努めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □中長期の人材育成計画がある。 □職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)職員育成体系は、年1回園長が個人面談を行って目標や成長などを話し合い育成を図っている。研修は全職員が外部研修に年2回以上参加する方針で進め、園長が職員一人ひとりの状況を把握し育成に繋がる研修参加を進めている。参加者は研修報告書をまとめ、職員会議で報告し全職員が共有することで知識や視野の拡大に努めている。今後役割と責任、求められる能力と研修など能力基準の明確化が望まれる。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)「保育スタッフの心得 ～信頼される保育スタッフとして～」が全職員に配布され、子どもの名前呼び方、差別用語、乱暴な言葉遣いなど自己チェックを行い、職員同士で確認し、子どもの人権を守るよう常に意識をしている。また、子どもの主体性を育めるように一人ひとりの姿を把握しながらその子どもに合わせて保育していくように努めている。子どもの虐待被害を防止するために、観察し、職員間で連携しながら保護者支援をきめ細かく行い、必要時は市役所との連携体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)個人情報保護規定は重要事項説明書に記載・説明し保護者の同意を得ている。ホームページの子どもたちの写真(フォトアルバム)はパスワードで保護され安全管理を図っている。職員の守秘義務は「就業規則」「保育スタッフの心得」を配布・説明し、保育所で知れた情報は守秘義務を守る事、インターネットのブログ、SNS、掲示板等に園や、園児、保護者等の情報を開示しないことなど、就業規則に記載してある事項について誓約書を提出している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)運動会や発表会などの行事ごとに無記名のアンケートを実施し、保護者意見の収集に努めている。アンケート結果をまとめ、職員・保護者に公表し、改善できるものは即対応し保護者にフィードバックしている。年2回の運営委員会や保育参観、保護者交流会等を活用し保護者の意見・要望を収集し改善に努めている。今回実施した第三者評価保護者アンケートでは大変満足25%、満足63%、合計88%であり、100%に向けて今以上の利用者満足向上の取り組みに期待したい。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)入園説明会の時には園長が入園のしおりに沿って相談・苦情窓口があることを知らせ、相談苦情に関するマニュアルは整備されている。送迎時に意見や要望を丁寧に聞き、家庭連絡帳の中の要望にもその都度対応しており、苦情として取り上げる例はない。今後は苦情受付の第三者を決め在園児保護者に対して見えるところに貼りだしたり、意見箱を置くなど苦情受付のあることを周知していくことを早急に望む。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 □保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育現場での職員相互の振り返りや職員会議などでの意見交換により保育内容などの検討は行われている。保育の課題を改善するために、指導計画、園内研修、行事の評価反省など職員が参画しおこなっており、年度末には年間を振り返り次年度の計画に活かしている。職員の自己評価と園全体の自己評価の様式は作成されていないので理念・方針・目標の実践した振り返りを確認し、作成することが望ましい。		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 □マニュアル見直しを定期的に行っている。 □マニュアル作成は職員の手で行われている。
(評価コメント) 保育の実施方法のマニュアルとしては作成されていないが、「保育スタッフの心得～信頼される保育スタッフとして～」の冊子は作成され職員の姿勢や処遇改善に役立っている。更に職員の実践の中で、保育の方法、保育士の関わり、配慮事項などを組み込んだマニュアルを作成することで業務の基本や手順が明確になってくると思われる。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 見学や問い合わせについては丁寧に利用者のニーズに応じて園長が対応している。園の見学では出来るだけ午前中の10時ぐらいに見学が出来るように勧め、子どもの遊びや保育者との関わりなどを見てもらい説明し、園生活がイメージできるようにしている。また保育目標や保育についても具体的に説明をし、見学者の質問を丁寧に聞き答えるようにしている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園説明会は3月の土曜日に設定して行っている。全体会では園長が保育理念・保育の基本方針・保育目標・保育内容や園での一日の過ごし方・基本的ルール・保健関係・持ち物などを入園のおしりをもとに説明をしている。説明内容については保護者からの同意書により了承を得ている。個々の子どもの状況については全体会の説明後、聞き取り調査表を基に担任が個人面談を行い安心して保育園生活がスタートできる様にしている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 全体的な計画は保育理念・保育方針・保育目標及び0歳児～6歳児までの子どもの発達過程を組み込み作成している。また行事や保健関係・研修計画・食育・地域交流などの内容も組み込み作成されている。今後は職員が全体の計画を見直し、次年度に繋げていくために共通理解を深め保育に取り組むことを望む。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■0歳児、1歳児、3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 指導計画は全体的な計画に基づき年齢別に年間・月間・週案が作成されている。3歳未満児は個別計画を月ごとに作成し子どもの成長をきめ細かく把握して成長に繋げている。反省は月・週ごとに全体の反省をし振り返りを行い次に繋げている。個別の計画についても一人ひとりの反省をし次に活かしている。今後も日々の実践を話し合い振り返りを行い、より質の高い保育を目指すことを期待する。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 保育士は年齢に合わせた手作りおもちゃを作成し、子どもは喜んで遊ぶ姿が見られた。保育士は子どもの姿を捉え満足する遊びが出来る環境にするための努力が伺える。年齢により室内環境や玩具の出し方や設定方法も異なるが、更に子どもが自由に玩具を手に取り遊び込める環境の見直しが必要であると思われる。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント)園の隣には川があり遊歩道が整備されている。季節の変化に気づいたり、とんぼやバッタ・テントウムシなどの昆虫を見たり触れたりしながら散歩を楽しんでいる。また、地域の方の畑で芋ほり遠足を行い、ハロウィンでは、ケーキやさんに依頼しクッキーを配って頂くなど地域の人々との関わりも出来ている。近隣の店舗に運動会や作品展のお誘いを促すポスターの掲示を依頼し、来園者も少人数であるが見られた。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント)4・5歳児は日頃から異年齢で遊びや生活を行うことが多くあり、その中で思いやりの気持ちや、年上児への憧れの気持ちから自分もやってみようとする意欲が育っている。保育者は子ども同士の関わりを見守り、必要な補助をする言葉を伝え、子ども自身が自分で伝えられるように援助をしている。順番を守るなど社会的ルールも自分たちで判断できるような働きかけを心がけている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)障害児は在籍していない。配慮を必要とする子どもには、行動観察と記録を行い話し合いや記録の回覧を通して全職員が共有し、きめ細かな援助ができるよう努めている。市の保育課による巡回指導や専門機関からの来訪で、子どもの活動を直接観察しながら指導を受けることができ、その内容を職員間で共有し保育に役立てている。市主催の研修やキャリアアップ研修(障害児研修含む)などに参加する中で、発達理解や子どもへの対応を学び記録の回覧や会議で伝達し周知している。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 □担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント)登降園時に保護者が玄関に設置したタイムカードを挿入し、園は子どもの登降園時間を確認している。朝、夕の延長保育は1歳児保育室で行われ、保護者からの体調や怪我、伝言を事項などを受け各クラスの引き継ぎノートに記録し担任に引き継いでいる。体調不良の子どもには日中の体調変化の観察や検温、記録を行いお迎え時に保護者に伝達している。夕方は全園児が17時30分に合同保育となるため静的なゲームや歌・手遊びなどで落ち着いて遊べるようにしている。人数も多くおもちゃも限られているので、年齢に合ったおもちゃの提供や合同保育の移動時間をずらすなど子どもが安全に安心して過ごせる保育環境が必要と思われる。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント)保護者には子どもの活動内容や健康状態を送迎時の会話や連絡帳を通して知らせている。3歳以上児は1枚のホワイトボードに当日の園の情報と各クラスの活動内容を記入し伝えている。保育参加は6月に行い、その他行事のハロウィン、餅つき、豆まきなどに希望する保護者が参加している。今年度から保護者のや職員の要望から個人面談を行い、今後は年間2回に増やし実施する予定である。就学に向け小学校に職員のみが他園職員と合同で訪問を行ったが、今後は年長児の学校見学や小学校児童との交流や連携が持てるよう検討していく。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント)内科健診は年間2回、歯科検診を年間1回行い、記録すると共に保護者には結果報告書に記入し個々に配付している。また、保健だよりの発行、玄関の掲示板による感染症の情報提供などで保護者への啓蒙を図り子どもの健康管理に努めている。嘱託医とは通常の電話相談や感染症などの情報提供を受けるなど連携が図られている。児童虐待の未然防止や早期発見のため、「児童虐待」の冊子を全職員に配付し、不適切な兆候が見られた場合は園長に報告し関係機関と連携する体制が整っている。		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の体調不良や怪我があった場合は、保護者に連絡すると共に個別対応を行い状況により受診するなどの対応を行っている。流山市作成の感染症対策マニュアルの手引きに沿って対応し、昨年は嘔吐処理の演習を外部に依頼し行った。今年度は職員の経験者が中心になり演習を行う予定である。新人職員も多いことから再度マニュアルの周知と全職員が即時に対応できるよう掲示などの対応が求められる。突然死症候群の防止策として、睡眠時は保育士が常時子どもを見守り、0歳児は5分毎、1歳以上児は10分毎にシズチェックを行い子どもの状態を記録している。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 全体的な計画の中で、食育を位置づけ年齢毎の年間食育計画を作成している。栽培や食材に触れる、野菜洗いや皮むき、クッキングなどの経験を通して食への興味・関心に繋げ、基本的な食生活の仕方や食事指導の配慮などをする中で子どもの心身の発達を促している。食物アレルギー児の除去食対応については、食材表に沿って保護者、園長、担任、調理員が相談の上決定している。配膳時には専用のトレイを使用して口頭で確認し誤食防止に努めている。月1回各クラス毎の給食会議を行い園長、調理員、担任が参加し、子どもの喫食状況や改善点など話し合い給食づくりに役立てている。また、随時給食室との情報交換を行うことで素早い対応ができています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 毎日室内外の環境整備や掃除を行い、0～2歳児は玩具を希釈消毒液で一日1回清拭し、3歳以上児は一週間に1回消毒を行い衛生に配慮している。子どもの手洗いは、ポスターの洗い方手順に沿って行い、時間をかけ丁寧にすることが身につけており保育士は傍らで見守っている。洗い場の床の水滴はその都度拭きとり衛生的な環境維持が徹底されている。保育室の温度、湿度は睡眠中に確認し、エアコンや加湿器などで対応を行い日誌に記録している。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルは整備され、必要に応じて確認できるようにしている。園長不在時にリーダーとなり対応する職員の専任や保育士の役割分担を決めておくことで、混乱することなく迅速な対応ができると思われる。日常の安全点検は点検表を作成し、保育室や園庭の遊具、倉庫、設備などのチェックを行い安全に努めている。ヒヤリハットは毎月、転倒やかみつき、打撲他などに分類集計し会議で内容・対応を共有している。子どもの安全や不審者対策として門扉のセキュリティ強化に取り組みキーボックスを設置し、暗証番号や事務室モニターで開閉できるよう迅速に対策を講じている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 災害時の対策は職員の役割分担を明確にし、事務室に掲示すると共に職員に周知している。避難訓練は月1回火災、地震、防犯などの訓練を行っている。園の立地から河川に近いことを考慮し豪雨などの場合には、インターネットで水位の確認を随時行い土のうの準備をするなど万全を期している。家庭との連携では年間1回引き渡し訓練を行い、マ・メールで一斉配信の再確認をするなど緊急時に備えている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育てが家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 □地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 開園2年目であり、地域や子育て親子との関わりが少ない現状がある。今年度は地域の人々に保育園の夏祭りへの参加を呼びかけ少人数であるが来園し、交流することが出来た。今後は、他の行事への参加を促す働きかけを行い交流の場を広げていく予定である。		